

12 特殊詐欺の被害防止対策

■ 特殊詐欺とは

特殊詐欺とは、被害者に電話をかけるなどして対面することなく信頼させ、指定した預貯金口座への振込みその他の方法により、不特定多数の者から現金等をだまし取る犯罪（現金等を脅し取る恐喝及び隙を見てキャッシュカード等を窃取する窃盗を含む。）の総称です。

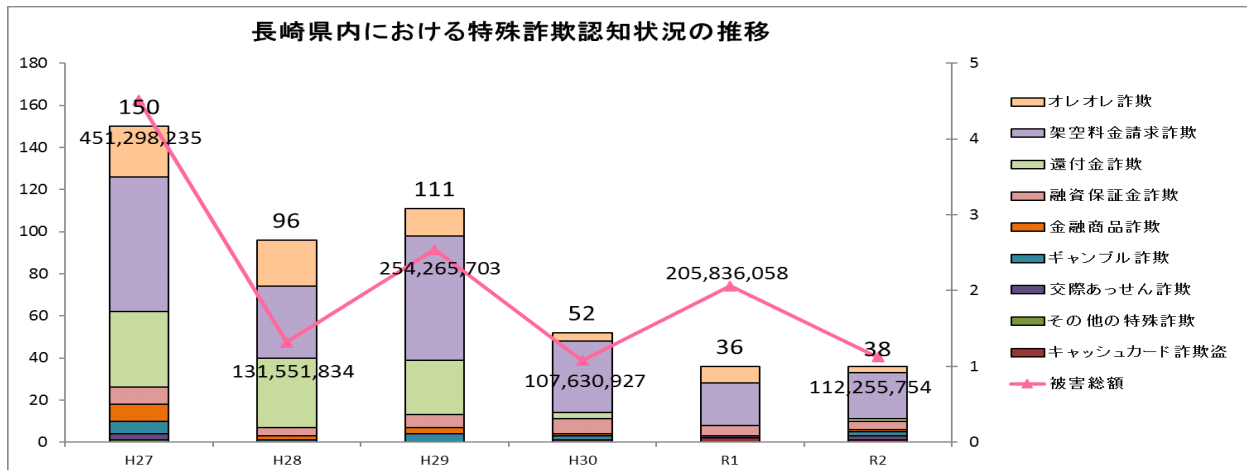
特殊詐欺は、オレオレ詐欺、預貯金詐欺、架空料金請求詐欺、融資保証金詐欺、還付金詐欺、金融商品詐欺、ギャンブル詐欺、交際あっせん詐欺、その他の特殊詐欺及びキャッシュカード詐欺盗に分類されます。

■ 特殊詐欺の現状

令和2年中の長崎県内における特殊詐欺の被害は、認知件数38件（前年比+2件）と微増しました。一方、被害額は約1億1,226万円（前年比-約9,358万円）であり、前年に比べて大幅に減少したものの、依然として1億円を超えています。

手口別では、架空料金請求詐欺が22件（前年比+2件）で最も多く、認知件数の半数以上（57.9%）を占めています。

また、65歳以上の高齢者の被害額は全体の72%を占めており、手口も多様化、悪質・巧妙化するなど、予断を許さない状況にあります。



■ 特殊詐欺の被害防止対策

被害防止対策の推進事項として

- ◆ 犯人からの電話がつながりにくい環境づくりの推進
- ◆ 予防に資する広報啓発活動の推進
- ◆ 金融機関等における対策の推進

を柱に取り組んでいます。

具体的には、「犯人からの電話がつながりにくい環境づくり」に向けた取組として、若者から高齢者に至るまで幅広い世代に対し

- ◆ 自動通話録音（警告）機の設置促進
- ◆ 在宅時の留守番電話の設定及び非通知着信拒否設定の推奨

等を推進しています。

次に、「予防に資する広報啓発活動」として

- ◆ 高齢者を対象とした防犯教室・講話の開催
- ◆ 特殊詐欺等被害防止広報大使「前川清」氏を起用した広報啓発活動
- ◆ 地域警察官等の巡回連絡による防犯指導
- ◆ 捜査の過程で押収した名簿登載者などに対するはがきの郵送や「特殊詐欺被害防止コールセンター」による注意喚起

等により、具体的な手口と被害防止のポイント等について広報啓発を実施しています。

また、「金融機関等における対策」では、金融機関、コンビニエンスストアや宅配業者等による声掛けは被害防止上、非常に効果があることから、これらの事業者に対して被害発生や予兆電話等の情報を提供し、積極的な声掛け及び通報を依頼しています。